

令和元年度（2019年度）第3回北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会議事録（概要版）

1 日時 令和元年（2019年）6月4日（火） 午前10時00分～午前11時00分

2 場所 北海道庁別館5階大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義隆（北海学園大学経営学部教授）
副部会長 田村 愛美（税理士スクエア会計事務所税理士）
特別委員 齋藤 健一郎（小樽商科大学准教授）
特別委員 紺野 裕乃（（一社）北海道開発技術センター 首席研究員）
特別委員 山岡 俊勝（元 岩見沢市建設部長）

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	山 出 均
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	齋 藤 尚 子
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	千 田 恵 美
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課課長	岩 崎 英 城
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	菊 地 尚 美
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	木 村 雅 暢

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課商業グループ主幹	今 井 雄 二
経済部地域経済局中小企業課商業グループ主任	小 林 和 哉
経済部地域経済局中小企業課商業グループ主任	菅 野 貴 大

4 審議事項

「Aruku-zaka Street」（倶知安町）の法第5条第1項（新設）の届出について

5 議事要旨

(1) 「Aruku-zaka Street」の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要の説明後、令和元年5月10日に開催した第2回審議会における第1部会からの質疑照会に関する回答を行った。

(2) 質疑照会内容

- ・「ピーク時交通量予測」における「ピーク時」の考え方について
- ・大型店設置に伴い、自主的に周辺の自然環境を調査・考慮の有無について
- ・道の開発許可における手続きに際し、懸念事項があったか
- ・倶知安町の開発及びまちづくり等施策に関する調査
- ・施設配置図または平面図における小売業部分の明確化及び出店予定店舗について
- ・トラフ部分に関する説明
- ・入庫車両による車両滞留に関する報告書に係る倶知安町の見解について

6 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり

答申文【Aruku-zaka Street】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、夜間の音源毎の騒音レベルの最大値予測については、予測地点 a1、a2 において、排気音が「騒音規制法における夜間の規制基準値」を超える予測となっている。

しかしながら、当該予測地点の直近の住居壁際では基準値を下回る予測値を示していることから、周辺の地域における生活環境への影響はほとんどないものと認められる。

倶知安町からは、駐車需要の充足等交通に係る事項および歩行者の通行の利便の確保等について意見が出されたが、設置者から北海道への報告において、交通渋滞の緩和策として、マイカーの自粛や公共交通機関の利用の案内、繁忙日における敷地内通路の誘導を「左折のみ」案内板設置や交通整理員の配置により、来客自動車の出庫を出入口①（道道蘭越二セコ倶知安線側）に限定し、出入口②（ようてい坂側）からは出庫しないよう制限するとしており、配慮が認められるものである。

なお、住民等からの意見は提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し検討を行った結果、届出書等に記載された計画については、適正な配慮がなされているものと認め、上記のとおり答申するものである。